

土木学会論説委員会 論説・オピニオン執筆要領

平成19年11月30日	論説委員会改正
平成22年 6月 9日	論説委員会改正
平成25年 1月10日	論説委員会改正
平成26年 1月31日	論説委員会改正
平成26年 6月24日	論説委員会改正
平成28年 7月 8日	論説委員会改正
平成30年 7月 5日	論説委員会改正
令和 2年 4月 9日	論説委員会改正
令和 6年 5月29日	論説委員会改正
令和 6年 7月24日	論説委員会改正

1. 論説・オピニオン公表の主旨

「論説・オピニオン」は、土木学会の社会に対する土木技術者の責務として、社会基盤整備のあり方・重要性、国際社会における我国の貢献、地球環境・地域環境保全に対する土木技術者の役割、あるいは公共事業をめぐる社会問題など土木を取り巻く広範な問題をタイムリーに取り上げ、それらに関する土木技術者はもとより多彩な方々の見解・見識を、広く社会に発信することを目的としている。

「論説・オピニオン」は署名記事で、論説委員会（以下「委員会」という。）で審議して発表されるが、文責は執筆者にある。論説・オピニオンを発表することで、異論反論を含む論議が進み、社会基盤整備や地球環境保全などに関するより水準の高い適切な共通認識が得られるとともに、土木技術者のみならず社会の適切な判断と行動につながり、豊かで安全・安心な社会の持続的発展に寄与できることを期待するものである。

2. 論説・オピニオンの執筆者

- (1) 委員会論説は委員会で発議し、討議の上、委員長の実任で発表する。
- (2) 委員論説は論説委員が執筆する。
- (3) 依頼論説は委員会が依頼した論説委員以外の識者が執筆する。
- (4) 一般投稿論説は一定期間の公募による論説とする。

3. 原稿の提出方法

原稿は、本文(1,600～1,800字)に加え、主張の要旨(100～150字)を提出する。

原則としてE-メールに本文及び要旨の電子ファイルを添付して、次のアドレス宛に提出する。

提出先アドレス；ronsetsu@jsce.or.jp

4. 原稿提出期日

一般投稿論説については「一般投稿論説募集要項」に定める期日とし、他については論説掲載計画に定められた期日とする。

5. 審議

提出された原稿に対し、委員会は審議要領に則り審議を行って公表する。ただし、審議の内容は、論説・オピニオンとして掲載するにあたり、事実誤認、論理的矛盾がな

いかを確認することとする。

審議にあたって、委員会はこの要領及び審議要領に基づき、執筆者に対して問合せまたは内容の修正を求めることがある。

6. 発表の方法

審議を完了したものは、主張の要旨及び論説・オピニオン本文を土木学会ウェブサイトに掲載する。本文については必要な情報・図表等を追加し、土木学会が運営するSNSに転載する。その他、読み上げ等による音声配信を行う。

更に、この原稿は土木学会誌「論説・オピニオン」に掲載する。掲載された論説・オピニオンは再度単行本等として発刊する場合がある。

7. 執筆者による原稿の取消しおよび掲載の打ち切り

執筆者は審議期間中において原稿を取り消すことができる。また、ウェブサイトに掲載された後も掲載打ち切りを求めることができる。

8. 委員会による不掲載の判断

提出された原稿の内容が、土木学会から発信する論説・オピニオンとしてそぐわないと判断された場合は、不掲載とする場合がある。

不掲載の判断は、委員長・幹事長・常任幹事・担当幹事により行う。

9. 著作権の帰属

6. で発表された論説・オピニオンの著作権は土木学会に帰属する（執筆者より譲渡される）。

10. 原稿の書き方

- (1) 原稿作成はマイクロソフト社WORDを使用する。
- (2) 文章は「和文」とする。ただし、人名や引用文献等の固有名詞は原典どおりとすることができる。
- (3) 口語体を原則とする。ただし、古典の引用や強調の場合等は文語体も使用可能。また、文体は「・・・である」調および「・・・です」・「・・・ます」調の何れかで統一する。
- (4) 句読点は、句点「。」、読点「、」で統一する。
- (5) 本文の文字数は、1,600字を目安として、最大1,800字まで（学会誌で1頁相当）とする。

図表・写真を含む場合は、一枚あたり以下(*)のように換算して、合計で1,600～1,800字に収めるものとする。

本文が1,800字を超えた場合は、1,800字以下になるよう削除を求める場合がある。

*写真・図・表（大）：1/2頁（1,100字相当）

*写真・図・表（中）：1/6頁（400字相当）

*写真・図・表（小）：1/12頁（250字相当）

- (6) 論文ではなく、論説・オピニオンであることから、文献の参照は極力行わないよう配慮する。
- (7) 文献を参照した場合、引用・出典の記述は以下の通りとする。

- 固有名称（人名、地名等）については出典元の表記をそのまま用いることを原則とする。但し、和文以外はこの限りではない。
- 略称（会議名、地名等）を用いる場合は、文中または文末に正式名称を記載する。
- 他の文献から語句または文章を引用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ・出典元の語句または文章をそのまま転記し、引用した箇所にかぎっこをつけるなど、引用箇所を明確にする。
 - ・出典元の情報〈著者、タイトル、出版元、刊行年、参照ページなど〉を、文中または文末に記載する。
- 他の文献からデータを引用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ・出典元の情報〈著者、タイトル、出版元、刊行年、参照ページなど〉を、文中または文末に記載する。
 - ・データは、執筆時点で公表されている最新データを記載する。
- 他の文献等から図、表を引用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ・出典元の情報〈著者、タイトル、出版元、刊行年、参照ページなど〉を、図または表の下に記載する。
 - ・出典元の図、表を、著者が編集または追記する場合は、事前に著者が引用元の著者に編集、追記、および掲載の許可を得る。
- 著者以外が撮影した写真を掲載する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ・出典元の情報〈写真タイトル、撮影者、撮影年月日〉を、写真の表題に記載する。
 - ・原稿提出前までに、著者が撮影者に掲載許可を得る。

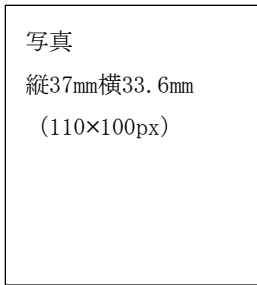
11 執筆にあたっての配慮事項

論説・オピニオン公表の主旨に鑑み、以下事項に配慮する。

- ・企業名、個人名、特定商品名等の過度なPRにならないよう配慮する
- ・「差別」につながる恐れのある表現・内容は避ける
- ・「誹謗・中傷」につながる表現・内容は控える
（社会通念上許容できる批判は可）

以上

【WEB掲載時仕様】タイトル UDデジタル教科書体NK-B 12pt



氏名
委員会役職
所属・役職

上の罫線は「デザイン」-「ページの背景」「ページ罫線」-「罫線」「設定対象:段落」1.5pt、上で設定
ページ余白の設定

ページ余白 上 10mm左右 12mm下 23mm
ヘッダー 余白端 5mm

段見出し(基本 UDデジタル教科書体NK-B、11pt)

執筆基本事項は以下の通り。

本文フォントサイズ:基本 UDデジタル教科書体NK-R 11pt、文字量に応じて縮小。

二段組み:一行文字数・段組間隔任意

- (1) 原稿作成はマイクロソフト社WORDを使用する。
- (2) 文章は「和文」とする。ただし、人名や引用文献等の固有名詞は原典どおりとすることができる。
- (3) 口語体を原則とする。ただし、古典の引用や強調の場合等は文語体も使用可能。また、文体は「…である」調および「…です」・「…ます」調の何れかで統一する。
- (4) 句読点は、句点「。」、読点「、」で統一する。
- (5) 本文の文字数は、1,600字を目安として、最大1,800字まで(学会誌で1頁相当)とする。

図表・写真を含む場合は、一枚あたり以下(*)のように換算して、合計で1,600~2,000字に収めるものとする。

本文が1,800字を超えた場合は、1,800字以下になるよう削除を求める場合がある。

*写真・図・表(大):1/2頁(1,100字相当)

*写真・図・表(中):1/6頁(400字相当)

*写真・図・表(小):1/12頁(250字相当)

段見出し(基本 UDデジタル教科書体NK-R、11pt)

注意事項

○固有名詞(人名、地名等)については出典元の表記をそのまま用いることを原則とする。但し、和文以外はこの限りではない。

○略称(会議名、地名等)を用いる場合は、文中または文末に正式名称を記載する。

○他の文献から語句または文章を引用する場合は、次の事項を遵守すること。

・出典元の語句または文章をそのまま転記し、引用した箇所にカギかっこをつけるなど、引用箇所を明確にする。

・出典元の情報<著者、タイトル、出版元、刊行年、参照ページなど>を、文中または文末に記載する。

○他の文献からデータを引用する場合は、次の事項を遵守すること。

・出典元の情報<著者、タイトル、出版元、刊行年、参照ページなど>を、文中または文末に記載する。

・データは、執筆時点で公表されている最新データを記載する。

○他の文献等から図、表を引用する場合は、次の事項を遵守すること。

・出典元の情報<著者、タイトル、出版元、刊行年、参照ページなど>を、図または表の下に記載する。

・出典元の図、表を、著者が編集または追記する場合は、事前に著者が引用元の著者に編集、追記、および掲載の許可を得る。

○著者以外が撮影した写真を掲載する場合は、次の事項を遵守すること。

・出典元の情報<写真タイトル、撮影者、撮影年月日>を、写真の表題に記載する。

・原稿提出前までに、著者が撮影者に掲載許可を得る。

・掲載された記事の著作権は、土木学会へ帰属する。

・記事は、主張の要旨及び論説本文を土木学会ウェブサイトに掲載する。更に、この原稿は土木学会誌「論説委員会の頁」に掲載する。掲載された論説は再度単行本等として発刊する場合がある。

参考文献(